

令和3年1月吉日

一般社団法人日本若者協議会

「学校内民主主義」に関する提言

日本若者協議会ではこれまで若者の政治参加を促進させるため「被選挙権年齢引き下げ」や「若者議会」等の政策を主要国政政党等に対して提言してきたが、選挙における若年層の低投票率に象徴される「若者の政治離れ」はいまだ解消されていない。その大きな要因の一つに、児童・生徒にとって身近なコミュニティである「学校」の場が自身（児童・生徒）の意見を尊重する民主主義の実践の場になっておらず、社会参画に対する有効性感覚を培えていないということが挙げられる。

日本若者協議会が2020年11月に行ったアンケート調査（主にWebでの回収）によると、回答学生779名のうち、「児童生徒が声を上げて学校が変わると思いますか？」という問いに対し、約70%の児童生徒が「（どちらかという）そう思わない」と回答している。

「（生徒会の）候補者が何度も校則を変えようと言ってきたけど変わったことはない（鳥取県・私立高校 生徒）」、「実際に学校に陳情したことがあり、受け入れる旨の回答をもらったが、後にほとんど対処してもらえていなかった事がわかった（奈良県・私立高校 生徒）」、「どうしても変えたいという要望を持ち、声をあげたとしても、『それはしょうがない。生徒なんだから』とまるで取り合ってもらえないから（千葉県・国公立中学校 生徒）」といった声が多数寄せられ、現状は初等中等教育課程において、社会参加意欲の減退、大人への信頼喪失など「マイナスの学習経験」をしていることが明らかになった。

これらを改善するためには、「子どもの意見表明権」や「参加権」を実態の伴った形で保障し、学校のあり方を変えていく必要がある。具体的には、新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の考え方を学校運営の側面にも導入し、学校内のルール・メイキングへの児童生徒の参加を促進するなど、児童生徒、保護者、教職員が互いに信頼し尊

重し合いながら学校運営に携わることのできる民主的な学校コミュニティを実現していかなければならない。

そこで、日本若者協議会では2020年8月に設置した「学校内民主主義を考える検討会議」での議論を踏まえ、以下の点を要望する。

なお、教職員が児童生徒と対等に向き合い、民主的な学校コミュニティ形成に尽力するためには、それだけの余裕のある環境が必要であり、教職員の働き方改革と、子どもの「管理」を学校に求めてきた地域社会の現状の見直しも進めていかなければならないことを併せて指摘しておきたい。

記

文部科学省宛

1. 校則の改正プロセス明文化を求める通知の発出

わが国は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、「児童の権利に関する条約」に関する通知（文初高第149号 平成6年5月20日）において、同条約に関する配慮を求める通知を発出している。

一方、日本若者協議会が行った実態調査によると、「児童生徒が要望・提案を行った時、教職員はどのような対応をしますか？」という問いに対し半数（50%）の児童生徒が「（どちらかというと）親身に対応してくれない」と回答し、「校則だから、と提案を聞き入れることを拒む（福島県・国公立中学校 生徒）」「一切の無視、又は教師側の気に食わない要望であれば放課後の居残り反省文が待っている（兵庫県・国公立高校 生徒）」といった声も寄せられており、生徒側からの提案に対する教職員の対応は学校・個人に大きく左右されている。

そのため、「子どもには意見を聴かれる権利がある」と定めた第12条（意見表明権）を筆頭に、「子どもの権利」を十分に保障するよう全教職員に配慮を求めた上で、「生徒総会」「三者協議会・四者協議会」「学校協議会」「学校管理評議会」のような仕組みを導入し、校則の改正プロセスを明示化するよう、各教育委員会、学校に通知を発出されたい。

2. 主権者教育の手法に「学校運営への生徒参加」を含める

2015年18歳選挙権実現（公職選挙法改正）と同時に、主権者教育が広く行われるようになった一方、その後の大幅な政治参加向上にはつながっておらず、抜本的な見直しが求められる。特に日本の主権者教育は一部の授業内に限定されており、日々の学校生活において民主主義を実践する機会が少ない。

アメリカの2000年代以降の市民性教育改革論議を牽引してきた報告書『学校の市民的使命（Civic Mission of Schools）』（2003年）では、市民教育の特に効果的な実践方法として、政府・歴史・法・民主主義の学習、時事問題の議論、サービス・ラーニング、課外活動、民主主義のプロセスや手続きのシミュレーション、そして学校運営への生徒参加が示されており、日本においても主権者教育の観点から学校運営への生徒参加を実現すべきである。

3. 生徒会活動に関する副教材の開発・全校配布（グッドプラクティス集、ガイドブック）

学校社会は特殊で、学校運営に関する参考事例がわかりにくい。全国各地で行われている生徒会の先行事例を体系化するための副教材を開発し、全校配布を行い生徒会活動の支援を行うべきである（主権者教育副教材「私たちが拓く日本の未来」を参考に）。現状、学習指導要領解説や生徒指導提要において生徒会活動の指導等に関する記述は存在するものの、下記のような項目も含めるなど見直しが求められる。

- ・教師が児童・生徒に対し萎縮を与えないよう留意すべきこと
- ・生徒らのみによる話し合いと意見表明の機会を尊重すべきこと（例えばドイツでは、生徒会ルームには専門のサポート教員以外立ち入り禁止になっている事例もある）

- ・生徒会活動を行事だけではなく学校運営（例えば校則見直しなど）と関連付けた記述
- ・生徒の要望等を受けて生徒と話し合う場を設けること
- ・生徒会から要望等を受けた場合、採否を検討し、適宜学校運営に反映したり、反映できない場合はその理由を明確に説明したりすべきこと

4. 「調停者制度（メディエーター）」の導入（地域ごとに専門人材の配置）

2008年度よりわが国ではスクールソーシャルワーカー活用事業が行われ、各地方自治体において「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け」、「関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」などを目的にそれが設置されている。しかし単に保護される対象ではなく、実社会での様々な利害を調整し合意を形成する問題解決を実践する「Active Citizen」となるべく、生徒の問題を生徒自らが解決する仕組みを導入すべきである。

ドイツやオランダ等では、同様にスクールソーシャルワークを務めている教職員が、「調停者」としての研修を受けた上で、生徒の「調停者」を育成するための教育を校内で行っている。生徒自身で利害調整・合意形成・問題解決できるよう支援を行う専門職の養成・確保を推進すべき（例えば、ノウハウを有するNPOや、スクールロイヤーとの連携）。

また生徒会活動は、生徒の入れ替わりが激しいためにノウハウの共有や積極的な活動の継続が難しく、その支援も求められる。

5. 「子どもの権利条約」について教職課程に盛り込む

わが国は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、「児童の権利に関する条約」に関する通知（文初高第149号 平成6年5月20日）において、同条約に関する配慮を求める通知を発出している。他方、人権侵害とも言える「ブラック校則」の事例や日本若者協議会が実施したアンケート結果を見ても、現状「子どもの権利」が十分に保障されているとは言えない。

そのため、子どもが人権、皮膚の色、性などで差別をされないことを定めた第2条、子どもにとって一番いいことをしようという第3条、生命への権利、生存・発達について定めた第6条、子どもには意見を聴かれる権利があるという第12条、児童虐待に係る第19条、子どもにとっての遊びの大切さを定めた第31条を筆頭に、全教員が「子どもの権利」を保障できるように、教職課程において「子どもの権利条約」の内容や保障の仕方を学ぶようにすべきである。

実際、生徒の意見を反映した学校の生徒の声として、「すぐ変わったのは、その学校自体が人権学習に力を入れていて、生徒だけでなく、教員全員が人権問題についてしっかり勉強し、理解があったからだと思います（三重県・国公立高校 生徒）」という声も挙がっている。

6. 学校の第三者評価機関を設置

先進諸外国では、学校教育において、国連の「子どもの権利条約」の一般原則（生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）を実現するために、国レベルの施策として学校の第三者評価機関を設置し、すべての学校を共通の尺度で定期的に評価し、その結果を公表する動きが見られる。（池本 2019）一方、日本では、学校評価は自己評価にとどまっており、学校の第三者評価機関の設置は検討されていない。そのため、子どもの権利の促進・保護を図るため、日本でも、ニュージーランド、イギリス、スウェーデンのような学校の第三者評価機関を設置すべきである。その際、子ども、教員、親からの情報をICTも活用して直接集めることが期待される。

7. 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）において「生徒参加」を盛り込む

わが国では地教行法第47条の5に基づき平成17年よりイギリス学校理事会型の学校評議員制度・学校運営協議会制度（コミュニティスクール）が導入されている。令和2年度

調査では、全国の公立学校9,788校（導入率27.2%）が導入している事が明らかになっており、今後も多くの学校において導入される事が見込まれる。しかし、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し組織的な連携を可能にする一方で生徒参加が欠落している。

そこで従来の学校・保護者・地域住民の三者だけでなく、児童生徒の代表を含めた四者協議を行う学校運営協議会構想を提言する。それぞれが当事者意識を持ち、違いを「パートナー」として認め合いながら、学校のあり方について積極的に協議する経験は、「Active Citizen」の養成に貢献する。先行事例として川崎市の「川崎市学校教育推進会議」が挙げられる。

8. 生徒会活動・校則に関する全国的な実態調査の実施

生徒会活動に関する全国的な調査は2004年に行われた「特別活動実施状況調査」以来行われておらず、同調査も生徒会活動における設問は2問のみで十分であると言えない。生徒会活動に関する全国的な実態調査を行い、生徒会活動に関する政策を実施する上でのエビデンスを得る必要があると考える。

同様に、文部科学省は1991年に「校則見直し状況調査結果（中・高校長会委託）」を各県に送付し、引き続いて見直しを行うよう通知を出しており、2010年の「生徒指導提要」において「見直しが生徒の主体性を培う機会にもなる」と記されている。全国的な実態調査を行い、不断に校則を見直していくべきである。

9. 教職員の働き方の改善

「教員勤務実態調査（平成28年度）」によると小学校で約3割、中学校で約6割もの教職員の時間外労働が過労死ラインを上回っており、2018年のOECDの調査では参加国中最長を記録した。これらを背景に教職員の余裕がなくなり生徒児童との関係は画一的で支配的なものとなっている。教員の働き方の改善として以下を提言する。

- ・給特法の廃止

- ・教育現場における外部委託人材の登用の推進、及びその財政支援（例えば清掃・消毒などを外部委託する、部活動を地域スポーツへ移行させるなどが挙げられる）
- ・教員免許更新制の廃止
- ・全国学力調査の見直し（全員参加方式（悉皆式）ではなく、抽出式に）

各地方自治体・教育委員会宛

1. 児童生徒の「意見を表明する権利」に関する配慮を求める通知、校則の改正プロセス明文化を求める通知の発出

わが国は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、「児童の権利に関する条約」に関する通知（文初高第149号 平成6年5月20日）において、同条約に関する配慮を求める通知を発出している。

一方、日本若者協議会が行った実態調査によると、「児童生徒が要望・提案を行った時、教職員はどのような対応をしますか？」という問いに対し半数（50%）の児童生徒が「（どちらかという）親身に対応してくれない」と回答し、「校則だから、と提案を聞き入れることを拒む（福島県・国公立中学校 生徒）」「一切の無視、又は教師側の気に食わない要望であれば放課後の居残り反省文が待っている（兵庫県・国公立高校 生徒）」と言った声も寄せられており、生徒側からの提案に対する教職員の対応は学校・個人に大きく左右されている。

そのため、「子どもには意見を聴かれる権利がある」と定めた第12条（意見表明権）を筆頭に、「子どもの権利」を十分に保障するよう配慮を求める各学校に通知を出すべき。その際、具体的な取り組みを促進するために、「生徒総会」「三者協議会・四者協議会」「学校協議会」「学校管理評議会」のような仕組みを導入し、校則の改正プロセスを明示化するよう求める。

また現状、明文化されていないにもかかわらず、「校則」のような形で指導する事例も多い。そのため、各学校で校則を明文化し、HP等での公開を要請するよう求める（公立学校だけではなく私立学校にも）

2. 主権者教育の手法に「学校運営への生徒参加」を含める

2015年18歳選挙権実現（公職選挙法改正）と同時に、主権者教育が広く行われるようになった一方、その後の大幅な政治参加向上にはつながっておらず、抜本的な見直しが求められる。特に日本の主権者教育は一部の授業内に限定されており、日々の学校生活において民主主義を実践する機会が少ない。

アメリカの2000年代以降の市民性教育改革論議を牽引してきた報告書『学校の市民的使命（Civic Mission of Schools）』（2003年）では、市民教育の特に効果的な実践方法として、政府・歴史・法・民主主義の学習、時事的問題の議論、サービス・ラーニング、課外活動、民主主義のプロセスや手続きのシミュレーション、そして学校運営への生徒参加が示されており、日本においても主権者教育の観点から学校運営への生徒参加を実現すべきである。

3. 「調停者制度（メディエーター）」の導入（地域ごとに専門人材の配置）

2008年度よりわが国ではスクールソーシャルワーカー活用事業が行われ、各地方自治体において「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け」、「関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」などを目的にそれが設置されている。しかし単に保護される対象ではなく、実社会での様々な利害を調整し合意を形成する問題解決を実践する「Active Citizen」となるべく、生徒の問題を生徒自らが解決する仕組みを導入すべきである。

ドイツやオランダ等では、同様にスクールソーシャルワークを務めている教職員が、「調停者」としての研修を受けた上で、生徒の「調停者」を育成するための教育を校内で行っている。生徒自身で利害調整・合意形成・問題解決できるよう支援を行う専門職の養成・確保を推進すべきである（例えば、ノウハウを有するNPOや、スクールロイヤ

一との連携)。

また生徒会活動は、生徒の入れ替わりが激しいためにノウハウの共有や積極的な活動の継続が難しく、その支援も求められる。

4. 学校自治に関する条例策定

韓国やドイツなどでは、学校ごとに「学校自治会議」・「学校会議」を設置することが市や州の学校法に定められており、この意思決定機関のメンバーとして学校長や教職員、保護者等に加えて生徒代表も参加している。日本も各学校での取り組みを促進するため、同様の条例が求められる。

5. 学校評価の観点に「生徒の声・関与」を取り込む

アメリカ・イリノイ州シカゴ学区では、学校評価の観点に「生徒の声、関与、市民的生活」が組み込まれており、生徒は学校の意思決定や方針策定にかかわる複数の機構に参加でき、学校の意思決定では日頃から生徒の視点が含まれている。

日本も同様に学校評価の観点に「生徒の声・関与」を取り込むべきである。

6. 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）において「生徒参加」を盛り込む

わが国では地教行法第47条の5に基づき平成17年よりイギリス学校理事会型の学校評議員制度・学校運営協議会制度（コミュニティスクール）が導入されている。令和2年度調査では、全国の公立学校9,788校（導入率27.2%）が導入している事が明らかになっており、今後も多くの学校において導入される事が見込まれる。学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し組織的・継続的な連携を可能にする一方で、生徒参加制度が欠落している。

そこで従来の学校・保護者・地域住民の三者だけでなく、児童生徒の代表を含めた四者協議を行う学校運営協議会構想を提言する。それぞれが当事者意識を持ち、違いを「パートナー」として認め合いながら、学校のあり方について積極的に協議する経験は、「Active Citizen」の養成に貢献する。先行事例として川崎市の「川崎市学校教育推進会議」が挙げられる。

7. 生徒会活動に関する教員・生徒会役員向け研修会の開催

生徒会活動のみならず、生徒児童の「意見を表明する権利」を保障するために必要な理論や情報の提供、資質や能力の向上を目的とした研修会を実施することを求める。学校社会の特殊性を鑑みると、それぞれの学校における「普通」が他校の「普通」と異なっていることも多い。他校における生徒会活動の様子を見るという上でも意義深いと考える。

8. 生徒会活動・校則に関する実態調査の実施

生徒会活動に関する全国的な調査は2004年に行われた「特別活動実施状況調査」以来行われておらず、同調査も生徒会活動における設問は2問のみで十分であると言えない。2017年に千葉市において「生徒会活動の実態調査」が行われている。

文部科学省は1991年に「校則見直し状況調査結果（中・高校長会委託）」を各県に送付し、引き続いて見直しを行うよう通知を出しており、2010年の「生徒指導提要」において「見直しが生徒の主体性を培う機会にもなる」と記されている。2020年には熊本市教育委員会が校則に関する生徒向けアンケートを行っている。

9. 教職員の働き方の改善

「教員勤務実態調査（平成28年度）」によると小学校で約3割、中学校で約6割もの教職員の時間外労働が過労死ラインを上回っており、2018年のOECDの調査では参加国中

最長を記録した。これらを背景に教職員の余裕がなくなり生徒児童との関係は画一的で支配的なものとなっている。教員の働き方の改善として以下を提言する。

- ・給特法の廃止
- ・教育現場における外部委託人材の登用（例えば清掃・消毒などを外部委託する、部活動を地域スポーツへ移行させるなどが挙げられる）
- ・一年単位の変形労働時間制の導入が検討されているが、教員からは強く反対の声も挙がっており、慎重な検討が求められる
- ・全国学力調査の見直し（全員参加方式（悉皆式）ではなく、抽出式に）

各学校宛

1. 児童生徒の「意見を表明する権利」への配慮、学校運営に関する学校長・教職員と生徒間の情報共有および議論の場の定期的な開催

わが国は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、「児童の権利に関する条約」に関する通知（文初高第149号 平成6年5月20日）において、同条約に関する配慮を求める通知を発出している。

一方、日本若者協議会が行った実態調査によると、「児童生徒が要望・提案を行った時、教職員はどのような対応をしますか？」という問いに対し50%の児童生徒が「（どちらかというと）親身に対応してくれない」と回答している。また「校則だから、と提案を聞き入れることを拒む（福島県・国公立中学校 生徒）」「一切の無視、又は教師側の気に食わない要望であれば放課後の居残り反省文が待っている（兵庫県・国公立高校 生徒）」と言った声も寄せられている。

また「学校に関することを児童生徒が意見を表明したり議論したりする場はありますか？」という問いに対し、回答者779名のうち57%の児童生徒が「ない」と回答しており、早急な改善が求められる。

以上より、学校運営に関する学校長・教職員と生徒会役員等との間の情報共有および議論の場の定期的な開催を求める。上述したアンケートでは「もし学校に関することで児童生徒が意見を表明できる場があるとしたら何について要望したいですか？（複数選択可）」という問いに対し、601名が「校則」、412名が「学校行事（予算や内容等）」、377名が「学校生活（給食や掃除、校舎等）」と回答している。

その際、生徒会役員のみならず、生徒全体の意見を吸い上げるために、ウェブアンケートの積極的な活用が期待される。

2. 生徒総会・ホームルームの開催の補助、支援

日本若者協議会が行ったアンケートによると、「学校に関することを児童生徒が意見を表明したり議論したりする場はありますか？」という問いに対し、回答学生779名のうち57%が「ない」と回答している。

「生徒総会(年に2度)で各クラスの意見をまとめて生徒会に直接提出、発表できる機会があります。（北海道・国公立高校 生徒）」といった回答がある一方、「年一度、生徒会主導で行われる生徒総会で、“やる気のある者”が担当に付けば、生徒を代表して意見を表明する機会が設けられる。存立根拠はなく、学校行事としては生徒会担当の教員が協力的であるからかろうじて日程に組み込まれている程度（静岡県・既卒生(大学生等)）」と言った回答も得られた。

したがって、児童生徒の「意見を表明する権利」を保障するべく、生徒総会の存立根拠や開催要件を明文化するなど開催の補助、支援を行うべきである。

3. 校則の改正プロセスの明文化

わが国は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、「児童の権利に関する条約」に関する通知（文初高第149号 平成6年5月20日）において、同条約に関する配慮を求める通知を発出している。

一方、日本若者協議会が行った実態調査によると、「児童生徒が要望・提案を行った時、教職員はどのような対応をしますか？」という問いに対し半数（50%）の児童生徒が「（どちらかというと）親身に対応してくれない」と回答し、「校則だから、と提案を聞き入れることを拒む（福島県・国公立中学校 生徒）」「一切の無視、又は教師側の気に食わない要望であれば放課後の居残り反省文が待っている（兵庫県・国公立高校 生徒）」と言った声も寄せられており、生徒側からの提案に対する教職員の対応は学校・個人に大きく左右されている。

そのため、「子どもには意見を聴かれる権利がある」と定めた第12条（意見表明権）を筆頭に、「子どもの権利」を十分に保障するよう全教職員に配慮を求めた上で、「生徒総会」「三者協議会・四者協議会」「学校協議会」「学校管理評議会」のような仕組みを導入し、校則の改正プロセスを明示化すべきである。

また現状、明文化されていないにもかかわらず、「校則」のような形で指導する事例も多い。そのため、各学校で校則を明文化し、HP等での公開を要請するよう求める（公立学校だけではなく私立学校にも）。

4. 主権者教育の手法に「学校運営への生徒参加」を含める

2015年18歳選挙権実現（公職選挙法改正）と同時に、主権者教育が広く行われるようになった一方、その後の大幅な政治参加向上にはつながっておらず、抜本的な見直しが求められる。特に日本の主権者教育は一部の授業内に限定されており、日々の学校生活において民主主義を実践する機会が少ない。

アメリカの2000年代以降の市民性教育改革論議を牽引してきた報告書『学校の市民的使命（Civic Mission of Schools）』（2003年）では、市民教育の特に効果的な実践方法として、政府・歴史・法・民主主義の学習、時事的問題の議論、サービス・ラーニング、課外活動、民主主義のプロセスや手続きのシミュレーション、そして学校運営への生徒参加が示されており、日本においても主権者教育の観点から学校運営への生徒参加を実現すべきである。

5. 生徒会予算について、特に編成権・執行権の2個について、生徒会(執行部)に対する相応の配慮

日本若者協議会のアンケートによると、「もし学校に関することで児童生徒が意見を表明できる場があるとしたら、何について要望したいですか？（複数選択可）」という問いに対し、「部活動（予算や活動内容等）」と回答した学生は367名、「学校行事（予算や内容等）」と回答した学生は412名に上った。

スウェーデンのYouth Policy Lab の事務局長であるAndreas Karsten(2014)は、「中身を伴わない若者政策とは、予算なし、実施なしのものである」と述べている。予算編成・執行において、学校運営者や学校長との議論を行う機会を提供する、アンケートを実施するなど「意見を表明する権利」の尊重や編成権・執行権を児童生徒の自治性に委ねるなど相応の配慮を求める。

6. 「調停者制度（メディエーター）」の導入（地域ごとに専門人材の配置）

2008年度よりわが国ではスクールソーシャルワーカー活用事業が行われ、各地方自治体において「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け」、「関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」などを目的にそれが設置されている。しかし単に保護される対象ではなく、実社会での様々な利害を調整し合意を形成する問題解決を実践する「Active Citizen」となるべく、生徒の問題を生徒自らが解決する仕組みを導入すべきである。

ドイツやオランダ等では、同様にスクールソーシャルワークを務めている教職員が、「調停者」としての研修を受けた上で、生徒の「調停者」を育成するための教育を校内で行っている。生徒自身で利害調整・合意形成・問題解決できるよう支援を行う専門職の養成・確保を推進すべきである（例えば、ノウハウを有するNPOや、スクールロイヤーとの連携）。

また生徒会活動は、生徒の入れ替わりが激しいためにノウハウの共有や積極的な活動の継続が難しく、その支援も求められる。

7. (自己) 学校評価において児童生徒へのアンケート実施の徹底

日本では、学校の自己評価が義務、学校関係者評価が努力義務となっているが(学校教育法施行規則)、自己評価の際には積極的に児童生徒にアンケートを行い、学校運営や授業のあり方を決める際に参考にすべきである。

8. 学校運営協議会制度(コミュニティスクール)において「生徒参加」を盛り込む

わが国では地教行法第47条の5に基づき平成17年よりイギリス学校理事会型の学校評議員制度・学校運営協議会制度(コミュニティスクール)が導入されている。令和2年度調査では、全国の公立学校9,788校(導入率27.2%)が導入している事が明らかになっており、今後も多くの学校において導入される事が見込まれる。学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し組織的・継続的な連携を可能にする一方で、生徒参加制度が欠落している。

そこで従来の学校・保護者・地域住民の三者だけでなく、児童生徒の代表を含めた四者協議を行う学校運営協議会構想を提言する。それぞれが当事者意識を持ち、違いを「パートナー」として認め合いながら、学校のあり方について積極的に協議する経験は、「Active Citizen」の養成に貢献する。先行事例として川崎市の「川崎市学校教育推進会議」が挙げられる。

9. 教職員・生徒に対する生徒会活動への理解をすすめる研修・取り組み等の実施

学校社会の特殊性を鑑みると、それぞれの学校における「普通」が他校の「普通」と異なっていることも多い。他校や海外事例との比較などを行う校内研修の実施や生徒会OBOG人材の活用の支援などを要望する。また、学校外の生徒会組織への積極的な参加

を推奨し、学校間でのノウハウ共有、人材交流を促進することで、より活発な生徒会活動ができるよう支援すべきである。

10. 日本版SVCの実施（参考事例）

「SVC（Student Voice Committee）」とはアメリカのイリノイ州シカゴ学区で行われている、生徒が学校の意思決定や問題解決に参画するための仕組みである。有志生徒による課外活動として行われる事が多く、「メンバー集め」「チームビルディング」から「学校の課題の発見」「取り組む課題の選定」から「解決案の立案・実践」まで行う。校長・管理職や教職員、保護者や地域住民との連携し2018年時点で124校で実施している。これまで「自動販売機の設置」「長期休暇中の宿題の方針の見直し」などを実現した。

旧来の生徒会は「お飾り参加」にとどまりがちである。日本若者協議会の調査では、「生徒会は児童生徒の声を回収できていますか？」という問いに対し、約55%の児童生徒が「（どちらかというと）回収できていない」と回答している。「生徒会は、所謂学校のボランティア組織に成り下り、行事の運営のみを行っている（茨城県・既卒生）」、「アンケートを取ってくれて、このフォームに普段の不満を書くことによって少しは気が楽になった。校則で苦しんでいる人は多いので、助けて欲しい（茨城県・私立高校 生徒）」という指摘もあり、生徒参加の形骸化や現状の無力感が如実に現れている。それを補完する仕組みとしてSVCのような取り組みを積極的に周知・支援する事が必要である。

参考文献

- ・日本若者協議会.「学校内民主主義」に関するアンケート結果まとめ

<https://youthconference.jp/archives/2398/>

- ・日本若者協議会第四回「学校内民主主義に関する検討会議」ヒアリング資料

<https://youthconference.jp/archives/2226/>

- ・日本若者協議会第五回「学校内民主主義に関する検討会議」ヒアリング資料

<https://youthconference.jp/archives/2282/>

・林幸児. 生徒の主体的な学びのための学校づくりの在り方に関する一考察. 佐賀大学大学院学校教育学研究科, 2018, p.6 <https://core.ac.uk/download/pdf/154886524.pdf>

・池本美香. 「諸外国で進む学校の第三者評価機関の設置とそこから得られる示唆 —子ども権利の実現に向けた学校参加・学校選択・学校支援—」. 日本総合研究所『JRI レビュー』 Vol.7, No.79. 2019

「学校内民主主義」を考える検討会議

児童生徒にとって最も身近な社会である学校を民主主義の実践できる環境にするべく、政府や地方自治体、教育委員会や各学校に対する提言やガイドラインを作成するために日本若者協議会の「若者の政治参加」政策委員会が設置した検討会議。委員は全て現役の高校生・大学生。事務局は日本若者協議会。

検討会議 開催経緯（主なテーマ、講師）（敬称略）
第一回（2020年8月14日） 検討会議の方向性について
第二回（2020年8月23日） 問題意識・提言の方向性について議論 次回以降のヒアリング候補者選定

第三回（2020年8月28日）

問題意識・提言の方向性について議論

次回以降のヒアリング候補者選定

第四回（2020年10月14日）

子どもの権利条約・日本における生徒参加史など

学習指導要領における生徒の学校運営・学級運営参加の位置づけなど

喜多 明人（早稲田大学名誉教授、子どもの権利条約ネットワーク代表、学校安全全国ネットワーク代表）

合田 哲雄（文部科学省科学技術・学術総括官）

第五回（2020年10月29日）

日本の生徒会の「自治」と学校参加の現状と課題など

海外の学校はどう学校内民主主義を実現させているのかなど

杉浦 正和（元芝浦工業大学柏高等学校教頭）

古田 雄一（大阪国際大学短期大学部 ライフデザイン総合学科 准教授）

第六回（2020年12月28日）

アンケート調査結果の共有

各委員より提言案の発表・議論

「学校内民主主義」を考える検討会議メンバー（敬称略、順不同）所属先は2021年1月時点

上山 遥香 奈良女子大学附属中等教育学校4年

栗本 拓幸 慶應義塾大学総合政策学部3年（座長代理）

小泉 花音 私立女子高等学校2年

西島 理巧 東大寺学園高等学校2年

藤田 星流 東京大学教育学部附属中等教育学校5年（座長）

不二山 七海 立教大学社会学部1年

松藤 蓮 九州大学経済学部2年

松本 光基 武蔵野大学経済学部4年

米良 帆乃夏 私立女子高等学校3年

山口 七海 静岡大学情報学部3年

以上